

令和 7 年度

三郷市一般廃棄物処理実施計画

クリーンライフ課

目 次

第1章	基本事項	1
第2章	ごみ処理実施計画	2
第1節	一般廃棄物の排出の状況及び処理主体	2
1	家庭系ごみ	2
2	事業系ごみ	2
第2節	ごみの排出抑制・再資源化計画	3
1	排出抑制の方法	3
2	再資源化の方法及び量	4
第3節	収集・運搬計画	6
1	収集区域の範囲	6
2	収集方式・排出方法・収集回数等	6
3	廃棄物の量	8
4	収集日及び収集開始時間等	8
第4節	中間処理計画	9
第5節	最終処分計画	10
第6節	処理施設の概要	10
1	焼却施設	10
2	中間処理施設	10
3	資源化处理施設	11
4	最終処分施設	12
第7節	一般廃棄物処理業の許可事業	13
第8節	三郷市不燃物処理場整備事業	13
第3章	生活排水処理実施計画	14
第1節	生活排水処理形態別推計人口及び処理主体	14
第2節	生し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況	14
第3節	収集・運搬計画	14
1	収集区域の範囲	14
2	収集方式・排出方法・収集回数等	14
3	生し尿及び浄化槽汚泥の量	14
第4節	中間処理計画	15
第5節	最終処分計画	15
第6節	処理施設の概要	15
第7節	浄化槽清掃業の許可事業	15
第8節	合併処理浄化槽転換整備事業	16
1	目的	16
2	補助金の額	16
3	補助予定基数	16

第1章 基本事項

趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和7年度三郷市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

計画の区域

三郷市全域とする。

第2章 ごみ処理実施計画

第1節 一般廃棄物の排出の状況及び処理主体

1 家庭系ごみ

単位：t

一般廃棄物の種類	年間排出量※1	収集・運搬主体	中間処理主体	最終処分主体
もえるごみ※2	25,862	市（委託）	東埼玉資源環境組合	
資源びんかん	1,372		市（委託）	—
もえないごみ	671			市（委託）
有害ごみ	48		民間	—
粗大ごみ（戸別収集）	200		市（委託）	市（委託） 東埼玉資源環境組合
ペットボトル	548		民間	—
資源古紙	3,589			
布類	208	市（委託） 排出者	市（委託） 民間	市（委託） 東埼玉資源環境組合
一時多量ごみ（自己搬入粗大ごみ含む）	561		東埼玉資源環境組合 （堆肥化施設）	—
刈り草、せん定枝	7	許可業者 排出者	東埼玉資源環境組合 （堆肥化施設）	—

2 事業系ごみ

単位：t

一般廃棄物の種類	年間排出量※1	収集・運搬主体	中間処理主体	最終処分主体
もえるごみ※2	10,920	許可業者	東埼玉資源環境組合	
もえないごみ※3	161		市（委託）	
刈り草、せん定枝	45	許可業者 排出者	東埼玉資源環境組合 （堆肥化施設）	—
食品廃棄物	48	許可業者	バイオエナジー株式会社	
	60		株式会社アルフォ	
	25		株式会社百姓倶楽部	
	55		ニューエナジー ふじみ野株式会社	
	90		株式会社生ごみ リサイクルセンター	

※1 令和5年度実績

※2 三郷市一般廃棄物不燃物処理場における可燃性残渣を含む

※3 三郷市一般廃棄物不燃物処理場搬入分のみ

第2節 ごみの排出抑制・再資源化計画

1 排出抑制の方法

- (1) 出版物の配布、イベントを通じ、ごみの減量及び分別の徹底等の意識啓発を図るとともに、集団資源回収事業の推進、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入補助事業の実施により廃棄物減量の促進を図る。

① 情報

ア) ごみカレンダー等の配布

ごみの適正排出、減量を推進するため、ごみカレンダー（三郷市 わが家のごみ・資源物収集カレンダー）を作成し、配布する。外国語版ごみカレンダー（ごみと資源物の分け方・出し方）を作成し、配布する。

イ) ホームページ

市のホームページに、ごみの分別、適正排出、減量についての情報を掲載する。

ウ) スマートフォンアプリ

市の公式アプリ「ポケットみさと」に、ごみの分別、適正排出、減量についての情報を掲載する。

② イベント等

ア) 集団資源回収

家庭内から排出される資源物（古紙、布類）を、集団資源回収登録団体が随時回収し、ごみの減量と資源化を図る。

イ) 環境フェスタ

ごみ減量及び分別等に係る啓発を行う。※令和7年10月予定

ウ) 施設見学会

三郷市一般廃棄物不燃物処理場、東埼玉資源環境組合第一工場等の清掃施設の見学会を申込制により随時実施する。

エ) ごみ（ざつがみ）の分別・減量説明会

町会、自治会等、排出者で構成する団体からの要請により、ごみ（ざつがみ）の分別・減量説明会を随時実施する。

オ) 使用済小型電子機器及び廃食用油回収

市内の家庭から排出される使用済小型電子機器及び廃食用油について、イベント回収及び資源化の啓発を実施する。使用済小型電子機器については、市役所本庁舎1階に回収BOXを設置し、資源化を図る。

③ 生ごみ処理容器等購入費補助

- ・生ごみ処理容器 補助予定 12基
- ・生ごみ処理機 補助予定 36基

④ 環境美化推進員

町会、自治会及び管理組合ごとに環境美化推進員を委嘱し、本市の廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の環境美化の保持に関して、市と市民が相互に協力連携を図り、推進する。

- (2) 廃棄物の多量排出事業所に対し、条例（※1）第13条第3項による計画書を基に、廃棄物の適正な分別、適正保管及び処理について必要な措置を講ずるよう指導を行い、ごみ減量の協力を求める。

※1 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例

2 再資源化の方法及び量

(1) 集団資源回収

① 趣 旨

市民一人ひとりの理解と協力を得て、家庭内から排出された資源物を回収し、資源リサイクルを促進し、ごみの減量と資源化を図る。

② 実施団体

集団資源回収団体登録をした市内の町会、自治会、子ども会、P T A等。

③ 実施内容

集団資源回収登録団体が回収した資源物を市が買い上げ、再資源化事業者等へ売却をおこなう。

④ 買い上げ単価

1 k gあたり5円

⑤ 実施予定量

紙類・布類 2, 9 4 1 t

(2) 中間処理施設での資源化

収集した一般廃棄物を三郷市一般廃棄物不燃物処理場へ搬入し、選別・破砕等の中間処理を行った後、再資源化事業者等により資源化する。

単位：t

排出区分	資源化物	資源化予定量	資源化内容
資源びんかん	びん	4 9 0	カレット化して、再資源化事業者へ売却及び資源化処理委託
	スチール	2 2 1	圧縮梱包して、再資源化事業者へ売却
	アルミ	2 2 4	
もえないごみ (粗大ごみ含)	金属類	4 5 0	鉄と非鉄金属に分別して、再資源化事業者等へ売却及び資源化処理委託
	木材	1 0 0	再資源化事業者へ資源化処理委託
有害ごみ	乾電池 蛍光管	4 9	乾電池、蛍光管に分別して、再資源化事業者へ資源化処理委託

(3) 再資源化事業者等への直接搬入

収集した一般廃棄物（資源古紙、布類、ペットボトル）を、再資源化事業者等へ直接搬入し、資源化する。

単位：t

排出区分	資源化物	資源化予定量	資源化内容
資源古紙	紙類	1, 6 0 1	再資源化事業者へ売却して、再資源化処理
布類	布類	1 0 6	
ペットボトル		5 3 4	

(4) 市によるイベント回収の後、再資源化事業者への引き渡し

廃食用油については、環境フェスタ等のイベントでの回収を実施し、再資源化事業者に引き渡し、資源化する。

また、使用済小型電子機器については、イベント回収及び拠点回収を実施し、認定事業者に引き渡し、資源化する。

(5) その他、特別法等による対応

下表にある廃棄物については、法律の定めなどによるリサイクル制度が実効的に機能するように、市民に対し十分な広報を行ったうえで、資源化義務者等による収集及び処分を行う。

種類	対象	資源化内容
特定家庭用機器再商品化法	テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機	製造業者等による資源化
資源の有効な利用の促進に関する法律	パソコン、蓄電池	製造業者等による資源化
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律※1	携帯電話、パソコン、ゲーム機、デジタルカメラ、音響機器、映像用機器等	認定事業者による資源化
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品の製造・加工・流通事業者から排出される食品廃棄物	登録業者に搬入し、資源化
使用済自動車の再資源化等に関する法律	引取対象車となっている自動車（フロン類、エアバッグ類、シュレッターダスト）	フロン回収事業者、解体事業者、破砕事業者による資源化
二輪車リサイクルシステムによるもの	引取対象車となっている二輪車	取扱店に引き渡した後、製造メーカー等による資源化
廃消火器リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっている消火器	特定窓口もしくは指定取引場所に引渡し、資源化
F R P 船リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっているF R P 船	指定引取場所に引き渡し、資源化
インクカートリッジ里帰りプロジェクトによるもの※2	引取対象となっているインクカートリッジ	製造メーカー等による再利用、資源化
小型充電式電池リサイクルシステムによるもの	引取対象となっている充電式電池	製造メーカー等による再利用、資源化

※1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律については、市の環境イベントでの回収及び市による拠点回収により引き渡しをおこなうものとする。

※2 インクカートリッジ里帰りプロジェクトについては、広域認定事業者として環境大臣の認定を受けたものと市による協定によって、当該廃棄物を処理する制度が確立されており、その仕組みが実効的に機能するよう、市民に十分な広報を行った上で、市による拠点回収を行うものとする。

第3節 収集・運搬計画

1 収集区域の範囲

収集区域は、市内全域とする。

2 収集方式・排出方法・収集回数等

(1) 家庭系ごみ

種類	市の収集方式	排出方法等	収集回数
もえるごみ	ステーション収集	透明・半透明袋にまとめる	週 2 回
資源びんかん			月 2 回 (1・3 週)
もえないごみ			月 2 回 (2・4 週)
有害ごみ			
資源古紙		※廃乾電池については、拠点回収も併せて実施 ひもで結束する(新聞、雑誌、書籍、段ボール、紙パック) 紙袋にまとめ、ひもで結束する(ざつがみ)	
布類		透明・半透明袋にまとめる	
ペットボトル		ペットボトル専用ネット袋に排出	月 2 回
粗大ごみ	戸別収集(有料)	申込制(要予約)	週 1 回
	直接搬入(有料)	三郷市一般廃棄物不燃物処理場への直接搬入	随時
一時多量ごみ	直接搬入(有料)	三郷市一般廃棄物不燃物処理場への直接搬入	
刈り草、せん定枝	直接搬入	東埼玉資源環境組合堆肥化施設への直接搬入	
特定家庭用機器一般廃棄物	収集対象外	製造業者指定引取場所への直接搬入又は許可業者収集又は家電小売店による引取	
廃パソコン、廃密閉型蓄電池		製造業者等による回収	
広域認定一般廃棄物のうち 廃自動二輪車(原動機付き自転車含む)及び廃消火器並びに廃FRP船		廃棄二輪取扱店又は指定引取窓口への直接搬入(廃自動二輪車) 製造業者等による回収(廃消火器) 指定引取場所に引き渡し(廃FRP船)	
広域認定一般廃棄物のうち 廃インクカートリッジ	拠点回収	公共施設等に設置された廃インクカートリッジ回収箱で回収	—
廃食用油	イベント回収	環境イベント等において臨時の拠点回収	
使用済小型電子機器	拠点回収	公共施設に設置された回収箱で回収	
	イベント回収	環境イベント等において臨時の拠点回収又は認定事業者への引き渡し	
広域認定一般廃棄物のうち 小型充電式電池	拠点回収	公共施設等に設置された回収容器で回収	

(2) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

種類	市の収集方式	排出方法等	収集回数
もえるごみ	収集対象外	自己処理又は許可業者収集	—
もえないごみ		自己処理又は許可業者収集※ 1	
刈り草、せん定枝		自己処理又は許可業者収集	
食品廃棄物			

※ 1 もえないごみの三郷市不燃物処理場への搬入は、施設の処理能力や管理体制の現状を踏まえ、許可業者（別表 1 に掲げる業者）からのみ受け入れるものとする。

(3) 拠点回収

下記の表に挙げる廃棄物については、回収場所を定めた拠点回収を行う。

種類	回収場所
廃インクカートリッジ	岩野木老人福祉センター、早稲田児童センター、文化会館、早稲田図書館、さつき平管理センター、希望の郷交流センター、北部図書館、彦成地区文化センター、彦沢老人福祉センター、コミュニティセンター、南児童センター、戸ヶ崎老人福祉センター、高州地区文化センター、東和東地区文化センター、健康福祉会館、市立図書館、市役所本庁舎、勤労者体育館、瑞沼市民センター、世代交流館ふれあいパーク、鷹野文化センター、ららほっとみさと、総合体育館
廃乾電池	岩野木老人福祉センター、早稲田児童センター、文化会館、早稲田図書館、さつき平管理センター、希望の郷交流センター、北部図書館、彦成地区文化センター、彦沢老人福祉センター、コミュニティセンター、南児童センター、戸ヶ崎老人福祉センター、高州地区文化センター、東和東地区文化センター、健康福祉会館、市立図書館、市役所本庁舎、勤労者体育館、瑞沼市民センター、世代交流館ふれあいパーク、鷹野文化センター、市立小中学校、総合体育館
小型充電式電池	市役所本庁舎、文化会館、早稲田図書館、北部図書館、希望の郷交流センター、彦成地区文化センター、コミュニティセンター、鷹野文化センター、東和東地区文化センター、高州地区文化センター
使用済小型電子機器	市役所本庁舎

(4) イベント回収

下記の表に挙げた廃棄物については、環境フェスタ等のイベント時に臨時の拠点回収を行う。

種類	臨時回収場所
廃食用油	イベント会場
使用済小型電子機器	

(5) 処理困難ごみ

条例（※２）第１０条第６号に定める、「市が行う処理に支障を及ぼすおそれのある物」としてあげられる主なごみは以下のとおりとし、いずれも排出者が各自で販売店や製造業者等へ処理を依頼するものとする。

※２ 三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例

タイヤ、バッテリー、自動車の部品、建築廃材、ガスボンベ、廃油、ペンキ、ピアノ、ボウリング球、耐火金庫、農薬、消火器、コンクリートブロック等

３ 廃棄物の量

(1) 家庭系ごみ

単位：t

種類	年間排出予定量
もえるごみ	24,795
資源びんかん	1,689
もえないごみ	803
有害ごみ	49
粗大ごみ（戸別収集）	150
ペットボトル	534
資源古紙	1,601
布類	106
一時多量ごみ（自己搬入粗大ごみ含む）	570
刈り草、せん定枝	9

(2) 事業系ごみ

単位：t

種類	年間処理予定量
もえるごみ	9,795
もえないごみ（三郷市一般廃棄物不燃物処理場搬入分のみ）	177
刈り草、せん定枝	108
食品廃棄物	241

４ 収集日及び収集開始時間等

(1) 収集日

① ステーション収集に係るごみ

地域ごとに定めた曜日に収集を行う。地域の収集曜日は「ごみと資源物の分け方・出し方（三郷市）」及び「２０２５年（令和７年）三郷市 わが家のごみ・資源物収集カレンダー」のとおり。

② 粗大ごみ

事前の申し込みの後、地域ごとに定めた曜日に戸別収集を行う。地域の収集曜日は「ごみと資源物の分け方・出し方（三郷市）」のとおり。

なお、原則として「国民の祝日に関する法律」（昭和２３年７月２０日法律第１７８号）第２条

に定める国民の祝日及び、第3条第2項に定める休日（以下「祝日」という。）は除く。

(2) 収集開始時間

- ① 粗大ごみ戸別収集 午前8時30分から
- ② 上記以外のごみ収集 午前8時から

(3) 直接搬入ごみ受け入れ日時

施設名	ごみの種類	受け入れ日時
三郷市一般廃棄物 不燃物処理場	一時多量ごみ 粗大ごみ	○月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～3時まで ○第1日曜日・第4土曜日 午前9時～正午、午後1時～3時まで ※要予約
東埼玉資源環境組合 堆肥化施設	刈り草・せん定枝	○月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く） ただし、月曜日は午前のみ 午前9時から午前11時半まで・午後1時から午後3時半まで ※事前（搬入の前日まで）に電話による申し込みが必要

(4) 排出限界量等

- ① ステーション収集に係るごみ 45リットル入り袋で3袋（一世帯当たり）
- ② 粗大ごみ（戸別収集）
長さ：最長辺が60cmを超え、2m未満
重量：1点につき50kg以内
点数：1回の収集につき10点まで
- ③ 粗大ごみ（自己搬入） 重量：1日あたり300kg以内

第4節 中間処理計画

施設名	搬入される廃棄物の 搬入者別の内訳量	残渣の量	処分方法
三郷市 一般廃棄物不燃物処理場	委託業者 2,059 t	可燃性残渣 628 t	東埼玉資源環境組合第一工場 ごみ処理施設へ搬入
	直接搬入 526 t	不燃性残渣 736 t	三郷市一般廃棄物最終処分 場へ搬入
東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設 第二工場ごみ処理施設	委託業者 24,795 t 許可業者 9,795 t ※三郷市一般廃棄物不燃物処理場 可燃性残渣を含む	不燃性残渣 2,642 t	埼玉県 of 処分場のほか 5カ所の民間処分場へ搬入

第5節 最終処分計画

施設名	搬入される廃棄物の 内訳量	年間埋め立て 予定量	埋め立て方法等.
三郷市 一般廃棄物最終処分場	中間処理施設不燃性残渣 736 t	736 t	サンドイッチ工法とする 浸出水は水処理施設において適正処 理を行い放流する
埼玉県 of 処分場のほか 5カ所の民間処分場	中間処理施設不燃性残渣 2,642 t	2,642 t	焼却灰を埋め立て 浸出水は水処理施設において適正処 理を行い放流する

第6節 処理施設の概要

1 焼却施設

施設名①	東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設		
所在地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1		
型式	全連続燃焼式機械炉		
処理能力	800 t／日（200 t／日・4炉）		
施設名②	東埼玉資源環境組合 第二工場ごみ処理施設		
所在地	草加市柿木町107番地1		
型式	直接ガス化溶融炉		
処理能力	297 t／日（148.5 t／日・2炉）		

2 中間処理施設

施設名	三郷市 一般廃棄物不燃物処理場			
所在地	埼玉県三郷市幸房1314番地			
選別設備	処理方式	手選別・磁選機		
	処理能力	15 t／6時間		
破碎設備	処理方式①	一軸式破碎機	処理方式②	ハンマー式破碎機
	処理能力①	6 t／6時間	処理能力②	9 t／6時間

3 資源化処理施設

施設名①	東埼玉資源環境組合 堆肥化施設						
	所在地	埼玉県越谷市増林三丁目 2 番地 1					
	処理方式	自然堆積専用重機切返方式					
	処理能力	一次破碎機	4. 5 t / h	二次破碎機	3 t / h	三次破碎機	0. 9 t / h
施設名②	東武環境センター株式会社 八潮工場						
	所在地	埼玉県八潮市西袋 7 6 8 番地 1					
	処理方式	破碎					
	処理能力	1 7 6 t / 日					
施設名③	J F E 条鋼株式会社 東日本工場 鹿島製造所						
	所在地	茨城県神栖市南浜 7 番地					
	処理方式	溶融精錬					
	処理能力	8 4 0 t / 日					
施設名④	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居工場						
	所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 3 0 番地 1					
	処理方式	破碎、水銀加熱回収					
	処理能力	1 1 t / 日					
施設名⑤	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所						
	所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 2 1 7 番地 1					
	処理方式	溶解精錬					
	処理能力	0. 2 t / 日					
施設名⑥	オリックス資源循環株式会社						
	所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 1 3 番地					
	処理方式	焼却・溶解					
	処理能力	0. 0 4 t / 日					
施設名⑦	ガラスリソーシング株式会社						
	所在地	千葉県銚子春日町 7 4 0 番地の 1					
	処理方式	分別、破碎、造粒、分級					
	処理能力	0. 1 t / 日					
施設名⑧	長沼商事株式会社						
	所在地	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 番地の 7					
	処理方式	破碎、回収					
	処理能力	0. 1 t / 日					
施設名⑨	ニューエナジーふじみ野株式会社						
	所在地	埼玉県ふじみ野市駒林字北谷 1 0 3 3 番 1					
	処理方式	メタン発酵					
	処理能力	9 2. 1 2 t / 日					

施設名⑩	株式会社アルフォ 城南島飼料化センター
所在地	東京都大田区城南島三丁目3番地2
処理方式	油温減圧式脱水乾燥法
処理能力	140 t／日
施設名⑪	株式会社百姓倶楽部 百姓倶楽部下妻堆肥センター
所在地	茨城県下妻市大字大木1028番地1
処理方式	発酵堆肥化
処理能力	10 t／日
施設名⑫	株式会社生ごみリサイクルセンター
所在地	栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1084番地1
処理方式	発酵堆肥化
処理能力	4.5 t／日
施設名⑬	バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設
所在地	東京都大田区城南島3丁目4-4
処理方式	メタン発酵
処理能力	130 t／日

4 最終処分施設

施設名①	三郷市 一般廃棄物最終処分場
所在地	埼玉県三郷市中央五丁目15番地1
埋め立て地面積	8,994 m ²
全体容量／残余容量	38,000 m ³ ／12,145 m ³ （令和7年2月5日現在）
施設名②	埼玉県環境整備センター
施設名③	山形県民間処分場
施設名④	山形県民間処分場
施設名⑤	秋田県民間処分場
施設名⑥	秋田県大館市民間処分場
施設名⑦	福島県民間処分場

第7節 一般廃棄物処理業の許可事業

一般廃棄物収集運搬業の許可は、令和6年4月1日付けで許可証を交付した者及び令和7年4月1日付けで許可証を交付予定の者において、収集能力に十分な余力があることから、新たな許可はしないものとする。※1

ただし事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合、廃棄物の広域的な処理・リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

- | | |
|-------------------|---------|
| ※1 一般廃棄物収集運搬業許可業者 | 別表1のとおり |
| 特定家庭用機器収集運搬限定許可業者 | 別表2のとおり |

第8節 三郷市不燃物処理場整備事業

三郷市内の家庭や事業所から発生する廃棄物の中で、不燃性一般廃棄物、粗大ごみ等の破碎、選別及び、資源化（ペットボトルの分別圧縮処理を含む）を行う施設の整備に向け、用地取得及び発注業務を進める。

第3章 生活排水処理実施計画

第1節 生活排水処理形態別推計人口及び処理主体

生活排水の種類	人口（人）／世帯数※1	処理主体
下水道	113,415／53,775	市、埼玉県
合併浄化槽	13,570／5,733	管理者、許可業者、東埼玉資源環境組合
単独浄化槽	13,756／7,776	
し尿汲み取り	1,194／752	市（委託）、東埼玉資源環境組合

※1 令和5年度実績

第2節 生し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況

単位：k l

種類	年間排出量※1
生し尿	1,798
浄化槽汚泥	12,141

※1 令和5年度実績

第3節 収集・運搬計画

1 収集区域の範囲

収集区域は、市内全域とする。

2 収集方式・排出方法・収集回数等

種類	市の収集方式	排出方法等	収集回数
生し尿	戸別収集	(1)委託業者収集 (2)許可業者収集（個人契約の場合）	(1)月2回 (2)随時（個人契約の場合）
浄化槽汚泥	収集対象外	許可業者収集	随時

3 生し尿及び浄化槽汚泥の量

単位：k l

種類	年間処理予定量
生し尿	1,454
浄化槽汚泥	11,621

第4節 中間処理計画

施設名	搬入される廃棄物の 搬入者別の内訳量	残渣の量	処分方法
東埼玉資源環境組合 第二工場汚泥再生処理 センター	委託業者 1, 4 5 4 t 許可業者（浄化槽汚泥のみ） 1 1, 6 2 1 t	可燃性残渣 5 4 3 t	東埼玉資源環境組合第二工 場ごみ処理施設へ搬入
東埼玉資源環境組合 第二工場ごみ処理施設	中間処理施設可燃性残渣 5 4 3 t	不燃性残渣 0 t	

第5節 最終処分計画

施設名	搬入される廃棄物の 内訳量	年間埋め立て 予定量	埋め立て方法等
東埼玉資源環境組合 最終処分場	中間処理施設不燃性残渣 0 t	0 t	

第6節 処理施設の概要

施設名	東埼玉資源環境組合 第二工場汚泥再生処理センター
所在地	埼玉県八潮市大字八條6 8 1 番地1
処理方式	固液分離方式、水処理方式
処理能力	2 6 0 k l / 日

第7節 浄化槽清掃業の許可事業

浄化槽清掃業の許可は、令和6年4月1日付けで許可証を交付予定の者において、能力が充足していることから、新たな許可はしないものとする。※1

※1 浄化槽清掃業許可業者 別表1のとおり

第8節 合併処理浄化槽転換整備事業

1 目的

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域環境の整備を図るとともに、環境衛生の充実に寄与することを目的とする。

2 補助金の額

浄化槽の種類	補助対象経費	補助金の額
合併処理浄化槽（高度処理型合併処理浄化槽を除く）	設置に要する経費	設置に係る実経費の額と次の各号に掲げる浄化槽の人槽区分に応じ、当該各号に定める額とを比較して少ない額 (1) 5人槽 332,000円 (2) 6・7人槽 414,000円 (3) 8～10人槽 548,000円
	処分に要する経費	処分に係る実経費の額と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを比較して少ない額 (1) 既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用 120,000円 (2) 既存くみ取り便槽の撤去に要する費用 90,000円
	配管工事に要する経費	転換に係る配管工事の実経費の額と300,000円とを比較して少ない額
高度処理型合併処理浄化槽	設置に要する経費	設置に係る実経費の額と次の各号に掲げる浄化槽の人槽区分に応じ、当該各号に定める額とを比較して少ない額 (1) 5人槽 360,000円 (2) 6・7人槽 462,000円 (3) 8～10人槽 585,000円
	処分に要する経費	処分に係る実経費の額と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを比較して少ない額 (1) 既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用 120,000円 (2) 既存くみ取り便槽の撤去に要する費用 90,000円
	配管工事に要する経費	転換に係る配管工事の実経費の額と300,000円とを比較して少ない額

3 補助予定基数

(1) 設置費用

- ① 5人槽 補助予定 5基
- ② 6・7人槽 補助予定 6基
- ③ 8～10人槽 補助予定 1基

(2) 処分費用 補助予定 12基

(3) 配管費用 補助予定 12基

別表 1 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者一覧

許可番号	許可業者名	所在地	許可対象			
			一般廃棄物	許可 台数	浄化槽清掃	
						許可 台数
7－1	エスシーエス(株)	埼玉県草加市 青柳二丁目19番10号	◎	3	－	－
6－1	(株)島村興産	埼玉県三郷市 三郷二丁目7番地4	○	5	○	2
6－2	(株)三郷興業	埼玉県三郷市 半田484番地1	●	6	○	2
6－3	(株)三栄興業	埼玉県三郷市 戸ヶ崎三丁目347番地	●	3	○	1
6－4	(有)根本清掃	埼玉県三郷市 戸ヶ崎四丁目256番地	○	1	○	1
6－5	(有)鈴木清掃	埼玉県三郷市 谷口111番地1	○	3	○	2
6－6	新井清掃(株)	埼玉県三郷市 采女一丁目5番地2	○	1	○	2
6－7	三郷環境事業(株)	埼玉県三郷市 半田484番地1	●	1	－	－
6－8	(株)十河サービス	東京都板橋区 南常盤台一丁目18番地7	◎	3	－	－
	○ 許可 ◎ 条件附許可 ● 一般廃棄物の収集運搬許可に加え、特定家庭用機器に限る積替え保管許可及び 収集運搬許可を持つ					

別表 2 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（特定家庭用機器収集運搬限定）

許可番号	許可業者	所在地
7-2	(有)作良商事	越谷市北後谷 24 番地 1
7-3	(有)平野清掃	越谷市砂原 775 番地
7-4	(株)スリーエイセズ	越谷市レイクタウン 1 丁目 1 番地 14
7-5	(株)三栄興業	三郷市戸ヶ崎 3 丁目 347 番地
7-6	小早川商事(有)	八潮市中央 3 丁目 18 番地 7
7-7	(有)中山清掃	八潮市大字南川崎 410 番地
7-8	八潮清掃(株)	八潮市大字大曾根 703 番地
7-9	八潮興業(株)	八潮市古新田 151 番地
7-10	八潮環境事業協同組合	八潮市大字八條 2484 番地 5
7-11	(有)コスモ環境サービス	松戸市新松戸 4 丁目 154 番地
7-12	(有)仙光産業	松戸市紙敷 807 番地の 2
7-13	(有)葛葉清掃	松戸市古ヶ崎 2 丁目 3198 番地 5
7-14	(有)ふじ吉サービス	松戸市八ヶ崎 4 丁目 28 番地 14
7-15	(株)エコマックス	松戸市河原塚 237 番地の 4
7-16	(有)倉林商店	松戸市栗ヶ沢 780 番地の 3
7-17	(有)丸功商事	松戸市紙敷 1138 番地
7-18	浅古商事(有)	草加市瀬崎 2 丁目 4 番 9 号
7-19	(有)遠藤商事	草加市青柳 8 丁目 57 番 48 号
7-20	環境衛生(株)	草加市小山 1 丁目 20 番 41 号
7-21	草加清掃(有)	草加市柿木町 453 番地 1
7-22	新日本資源(株)	草加市瀬崎 3 丁目 43 番 21 号
7-23	(株)ミヤタ商事	吉川市高富 1 丁目 22 番地 14
7-24	(有)松伏清掃事業	北葛飾郡松伏町大字築比地 943 番地の 1
7-25	(有)日東サービス	流山市大字鰯ヶ崎 1309 番地の 2